

尾鷲市農業委員会 令和7年8月定例会 議事録

1. 開催日時：令和7年8月5日（火）午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室（円卓）

3. 出席委員（8名）

会長	3番 高村 敦夫
委員	1番 庄司 和稔
	2番 北村 都志雄
	4番 野田 泰史
	5番 黒 次美
	6番 三鬼 早織
	7番 日下 浩辰
	8番 塩津 史子

農地利用最適化推進委員 相賀 康史

4. 欠席委員 濱野 薫久

5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋	
事務局次長	野田 憲市	（欠席）
事務局書記	坂下 鞠花	

7. 会議の概要

議長	定刻となりましたので8月の農業委員会を始めますのでよろしくお願いします。 本日の署名委員さんを指名させていただきます。1番の〇〇さん、4番の〇〇さん、よろしくお願いします。 それでは、議案第一号の審議に入ります。 議案第一号農地法第3条の規定による許可について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料1ページをご覧ください。所在は、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇、面積36㎡。〇〇番〇〇、面積125㎡。地目は双方〇〇です。譲渡人は〇〇市〇〇町〇〇番地在住の〇〇 〇〇さん。譲受人は、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号〇〇在住の〇〇 〇〇さん。申請理由は、所有権の移転により、当該農地を取得し野菜の栽培を行うためです。以上です。
議長	ありがとうございます。 では、紹介委員の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	概要につきましては、事務局から説明のあったとおりです。農地の場所は資料1 1ページをご覧ください。赤い枠で囲まれた2ヵ所です。申請地の上にふれあいバス〇〇前、〇〇駅行バス停があります。このバス停まで約50mです。この赤枠の申請地の道を隔てた左側に〇〇さん宅があります。その上に×印の土地があります。ここは、7月の農業委員会で農地転用し住宅を建てることを認めていただいた〇〇さんの土地にあたります。 資料1ページをご覧ください。農地所在地は、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇、36㎡。〇〇市〇〇町〇〇番〇〇、125㎡。いずれも地目は〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇町〇〇番地、〇〇 〇〇さん。譲受人は、〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号〇〇、〇〇 〇〇さん。所有権の移転により当該農地を取得し、野菜を栽培するためです。 資料2ページをご覧ください。許可申請書です。下の2、3の枠内に記されたように土地の対価は無償です。贈与により所有権を移転するものです。

資料3ページから6ページは、許可申請書です。現在、申請者には、耕作地がありませんが、資料6ページ記載のように農地取得後は地域の防除基準に従い、地域への協力も積極的に行っていきます。

資料9ページは、公図です。申請されている〇〇番〇〇は道路に面し、〇〇番〇〇は山側に向かって細長く上に広がった農地です。すぐ横には川があり汲み上げれば水も豊富です。現状の土地は、道路に面した〇〇番〇〇は、何も耕作されていませんが、〇〇番〇〇の細長い土地は、道路に近い半分くらいは畑として耕作され野菜などが栽培されています。残り上の方は、雑草が生い茂った状態です。新築する自宅からも近く管理が行き届き、素晴らしい農地になるのではと考えます

ご審議をお願いします。

議長

説明が終わりましたが、何か質問等はございませんか。

〇〇委員

なにも問題はないように思います。

議長

意見や質問ありませんか。

それでは、この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員ありがとうございます。

これで議案審議は終了です。事務局より連絡事項あればお願いします。

事務局

獣害対策に関する補助金のチラシが完成しましたので、みなさんに共有します。すでに5月委員会にて説明させていただきましたが、獣害対策において、町中で餌をなくしていくことが重要です。クマへの対策にもなります。餌場をつくらないことが重要です。茂みや耕作地を囲いはいることができないようにすることが効果的な獣害対策となります。この補助金は、個人の方が獣害対策のためにホームセンター等で工具を購入されたと

きに、おおよそ 10 万ほどになると試算しました。最大 10 万円で、購入された半分を補助金とすることになっています。今年度予算は 120 万円分あり、若干早いもの勝ち的なところになってしまうと思います。ただ事前に設置した獣害柵の費用を補助金として出すということはできません。また、予算 120 万円使い切ってしまったあとに、補助金の申請があった場合、来年の補助金まで待ってくださいということは酷な話だと思います。あまりにも補助金申請数が多い場合は、財政課と交渉させていただいて、追加で補正させてほしいとお願いしようとも考えています。しかし、確約はできませんので、予算の範囲内で補助金申請を受理していこうと思います。

それからいちにちいちの方ですが、先月から始まったばかりです。有機農業が推進している関係で、農家さんにも有機農業推進をさせていただいております。農家さんは一生懸命作っていただいておりますが、販路や価値をどう高めようかっていうところは、なかなか農家さんはそこまで時間もないということでした。今年は国の方の補助金も使いながら、営業対策本部という本部をつくっていこうとしています。メンバーは地域おこし協力隊と地域活性化企業人である、都市部の流通ネットワークに強い、〇〇さんです。〇〇さんは市外都市部への販路拡大っていうミッションと、それと市内に有機農業について普及させるというこの二つの役割があります。それ市内側の普及のイベントがいちにちいちとなります。今のところ月 1 回のペースですが、馬越屋とその隣のナカセンを使用しています。朝は馬越屋で野菜の販売、昼からはナカセンで夜にかけてカフェやごはんをたべてもらおうという企画になります。尾鷲の有機農業を普及させたいと考えています。毎月 1 回開催なので、今月は 8 月 9 日土曜日になります。みなさん時間があればお越しください。以上です。

〇〇委員

この補助金のことですが、以前〇〇くんから聞いたときに、今年も獣害被害がある方に声かけました。補助金の申請をしても獣害対策の柵等をつくることは本人だけでは難しいという声もありました。

事務局

獣害対策の柵等のやり方がわからないということであれば、地域おこし協力隊に獣害対策の担当がいます。相談させていただいて、アドバイスやお手伝いは可能ですので、一度ご相談いただけたらと思います。

〇〇委員	現在獣害柵を行っているところに、追加で柵を行う場合も申請はできますか。
事務局	もちろん既に獣害柵をされているところにも申請は可能です。 ただ過去に獣害柵を行ったものに対して申請はできませんので、ご注意ください。まずは相談からお願いします。このチラシにもありますが、まずは相談していただいて、その後現場も確認させていただくことになります。
〇〇委員	このチラシはどちらに配布されますか。
事務局	今のところコミュニティセンター・〇〇・〇〇には配布しております。
〇〇委員	クマの出没の件なのですが、他県でもくるみ等を食べに町中に出てくるということなのですが、〇〇も結構柿の木が多いです。そういう木の伐採とかの許可は厳しいですか。 やっぱそういうのを伐採とか。
事務局	県が国の補助金を取って、今年度から実施していくとおもいます。緩衝帯という町の住居の部分と山の部分の間に緩衝地帯を実証実験して行う予定となっています。緩衝地帯があるとなかなか町へ侵入しないという習性があるみたいです。町全体に緩衝地帯を作るっていう実験を県が行っています。〇〇で行ってほしいという要望を提出しています。〇〇のエリアで1キロぐらいにわたって緩衝地帯をつくるように県が計画しています。ただ全ての所有者に許可をとらないと計画が進みません。町にクマが降りてこないような構想をするのであれば、緩衝帯を増やしていくことも賛成していきたいと思います。
〇〇委員	スズメバチが多いような気がします。小屋に一つ大きな蜂の巣があり、駆除することができていないです。ソフトボールくらいの大きさの巣を2

つ駆除はしました。そのときは、ネットで簡単な防護服を買って駆除しました。ミツバチ用の防護服だったので、駆除の際に苦勞しました。〇〇市では、防護服の貸し出しがあります。スズメバチ対応の防護服は高いので、貸出があればありがたいです。

議長

今クマの駆除は可能になりましたか。

事務局

三重県は法律が変わって9月1日から施行になります。9月1日から駆除の発砲許可を、市町村長に許可が出せるようになりました。今まで警察しか持つことができませんでした。

9月1日から街中にクマが出没して人命に危険って判断したとき、市町村長が発砲命令を猟友会に対しておこなうことができるようになりました。街中で餌を食べてしまうと、その美味しさを覚えてしまうので、山に戻ることができません。駆除するしかないという結論になります

議長

他になにありませんか。

それでは、これにて8月の農業委員会を閉会いたします。

議事録署名委員

議事録署名委員